

(仮称) 逗子市自治基本条例検討会について

1. 会議の目的

(仮称) 自治基本条例を制定するにあたり、関連する各分野の関係者の意見を聴取すること。

2. 会議のメンバー

別紙、名簿のとおり。

※ 必要に応じて、その他の者を加える。

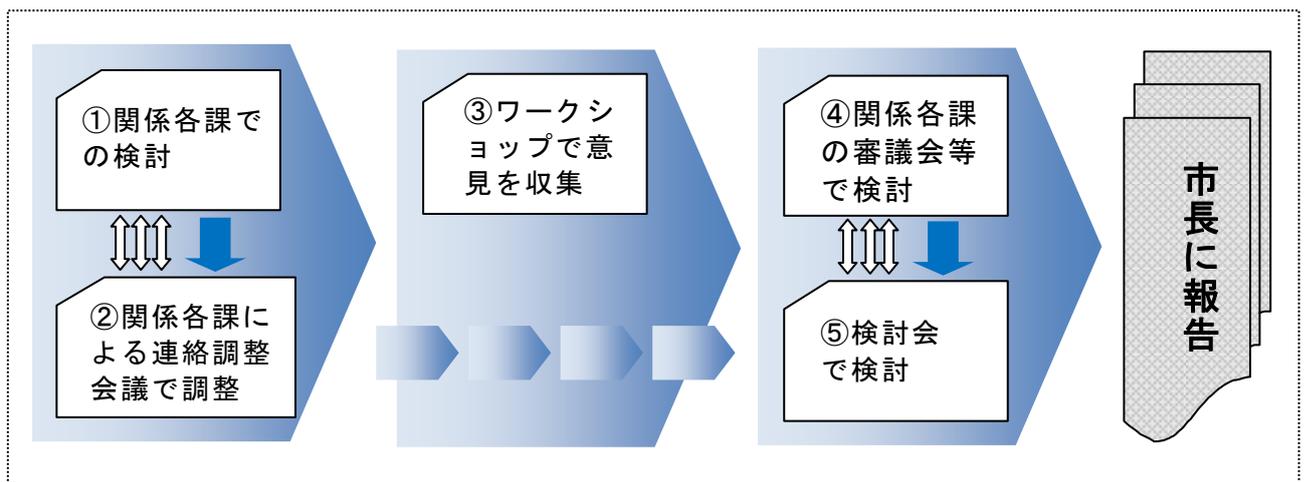
※ (2) 市職員について、当該課長が出席できない場合は、当該課長が指名した者が出席する。

3. 会議のスケジュール

別紙、スケジュールのとおり。

※ 平成28年度 3 回程度、平成29年度 6 回程度の開催を予定。

4. 検討のステップ



5. 検討の各ステップの目的

① 関係各課での検討 ⇒ 関係各課の意見

- ◆ 自治基本条例制定に合わせた各条例、制度のあり方を検討する。
- ◆ ワークショップで取り扱うべきテーマの絞り出しや論点の提示を行う。
- ◆ ②及び③を受けて、所管条例の原案等を作成する。

② 関係各課による連絡調整会議で調整

- ◆ ①の意見を持ち寄り、ワークショップのテーマを決定する。
- ◆ 自治基本条例への反映、所管条例の改正等の方向性を確認する。
- ◆ 関係各課において新たに検討すべき、関連する課題を整理する。

③ ワークショップで意見を収集 ⇒ 市民の意見

- ◆ テーマを設定して、市民の意見や考えを広く収集する。

④ 関係各課の審議会等で検討

- ◆ ⑤による自治基本条例案の検討に合わせ、所管条例案・改正案を作成するための審議を行う。
- ◆ 検討会で検討すべき事項についての論点の整理を行い、検討会に付議する。
- ◆ 所管条例案・改正案について、市長に報告する。

⑤ 検討会で検討

- ◆ ④の意見、市の意見と市民の意見等を勘案して条例案を検討し、市長に報告する。

